

建設業許可申請書類一覧

決算報告書

◎必要書類(共通) ○必要書類(法人) △該当する場合必要 ●直近で該当する書類のみコピー添付

様式	提出・添付書類名称	新	規	特	加	更	新	各種証明書類は申請日から3ヶ月以内のもの。 (住民票、身分証明書、後見等登記事項証明書、登記簿謄本)
第一号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎			前回の許可申請書の副本、変更届等の控 直近の決算報告書(特定許可の場合) (期日後提出)
	理由書					△		
別紙一	役員の一覧表	○	○	○	○			
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎				
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)					◎		
第二号	工事経歴書	◎	◎	◎				(申請する業種の直近の決算期間分)
第三号	直前3年の各営業年度 における工事施工金額	◎	◎	◎				
第四号	使用人数	◎	◎	◎				
第六号	誓約書	◎	◎	◎		◎		
第七号	経営業務の管理責任者証明書	◎	◎	◎		◎		常勤性 住民票 保険 保険証の写 社保・組合 他() 所属記載のない保険の写 国保・建設国保・任継・後高齢 + 所属確認できる直近分を含む 源泉徴収簿・賃金台帳・納入告知書 出向 出向協定書、領収書・振込内訳書 建設業の経験 個人:確定申告書写 5・7年分 (必要とする経験年数を超える所属が 法人:登記(閉鎖) 5・7年分 確認・証明できるもの) 許可通知書写 5・7年分 許可 シス ~ 契約書・注文書・請求書 役員就任 ~ 従前の許可通知書・申請書 契・注・請 ~ 準ずる地位・執行役員 組織図、辞令書、職制表、決裁書等
第八号(1)	専任技術者証明書 (新規・追加)	◎	◎	◎				専任性 住民票 保険 保険証の写 社保・組合 他() 所属記載のない保険の写 国保・建設国保・任継・後高齢 + 所属確認できる直近分を含む 源泉徴収簿・賃金台帳・納入告知書 または 雇用保険資格届写(使用者の場合) 出向 出向協定書、領収書・振込内訳書
第八号(2)	専任技術者証明書 (更新)					◎		
	資格(認定)証明書又は免許等(写)	△	△	△		●		●直近で該当する書類のみコピー添付
	卒業証明書(原本)	△	△	△		●		●直近で該当する書類のみコピー添付
第九号	実務経歴証明書	△	△	△		●		●直近で該当する書類のみコピー添付
第十号	指導監督の実務経歴証明書	△	△	△		●		●直近で該当する書類のみコピー添付
第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△		△		委任状写(請負契約の締結権限) 年月~年月
第十一号の二	国家資格者・監理技術者一覧表	◎	△	△				資格(認定)証明書又は免許等(写) ← 原本確認 保険証の写 社保・組合 他() 所属記載のない保険の写 国保・建設国保・任継・後高齢 + 所属確認できる直近分を含む 源泉徴収簿・賃金台帳・納入告知書 または雇用保険資格届写(使用者の場合)
第十二号	許可申請者の略歴書	◎	◎	◎		◎		(取締役全員・個人事業主) 実印で押印すること
	身分証明書	◎	◎	◎		◎		(本籍地の市町村発行(取締役全員・個人事業主))
	登記されていないことの証明書 (後見等登記事項証明書)	◎	◎	◎		◎		(法務局発行(取締役全員・個人事業主)) ※東京、札幌法務局(本局)で取得 「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明、身分証明書の正確な氏名で申請。
第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書	△	△	△		△		常勤性 住民票、 保険()
	身分証明書	△	△	△		△		(本籍地の市町村発行)
	登記されていないことの証明書 (後見等登記事項証明書)	△	△	△		△		(法務局発行(取締役全員・個人事業主)) ※東京、札幌法務局(本局)で取得 「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明、身分証明書の正確な氏名で申請。
第十四号	株主(出資者)調書	○	○			○		
	定款写	○	○	○		○		構成員名簿(協同組合等)
	商業登記簿謄本	○	○	○		○		(履歴事項全部証明)
第十五号	財務諸表	◎				※		財産 一般 純資産合計 500万円 要件 特定 資本金・純資産合計・流動比率・欠損比率 要件をすべて満たす ※一般の業種追加で新規許可から5年以内の場合確認必要
第十六号	(開始貸借対照表)							資本金1億超又は貸借対照表負債200億円以上の場合
第十七号の二	付属明細書	△				△		残高証明書(証明日から30日以内)又は融資可能額証明書 (月 日現在 金額¥) ← 500万円以上
第十七号の三	納税証明書 (法人事業税)	◎						事業開始(法人設立)届写 (月 日 石狩振興局・札幌道税事務所受理)
第二十号	営業の沿革	◎	◎			◎		
第二十号の二	所属建設業団体	◎	◎			◎		
第二十号の三	主要取引金融機関名	◎	◎			◎		
様式外	営業所の位置図・建物の所有権関係	◎	◎			◎		賃貸借契約書(写)又は不動産登記簿謄本(建物)(写) (自社等の名義でない場合、会社名義で届いた郵便封筒・ハガキも必要) (未登記の場合 固定資産税納税通知書(写)または評価証明書(写)) 外観全体、商号の看板及び内部(カラー・デジタルカメラ可・撮影年月日を記入)
	営業所の写真	◎				◎		
	封筒(A4判)	◎	◎	◎		◎		
	北海道収入証紙							新規(般9万 特9万) 業種追加(般5万 特5万) 更新(般5万 特5万) 計 万円

※ 提出書類は**正副2部**お持ちください。うち1部は申請者の控で、受理後は許可申請内容を証明する重要な書類となります。 H23.2.25 改正

※ 審査内容の確認のため、その他必要に応じた書類を求める場合があります。

Google, Yahoo!等の検索サイトから『石狩建設業』で検索!

案内・申請書・様式ダウンロード <http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksd/ken.htm>